

学校生活のしおり

(生徒手帳抜粋)



秋田公立美術大学附属高等学院

生徒心得

生徒は校則を守り学業に専念するとともに、常に品位を保ち本校生徒たる誇りを維持しなければならない。

学校生活は、自主性・自律性に期待するのが理想であり、規律と秩序を基本として一人一人の自覚によって支えられて成り立つものである。

従って、本心得は、必要最小限の規範を載せるにとどめ、生徒が自主的・自発的に考え行動することで学校生活がより意識のあるものとなるよう願うものである。

1. 一般心得

- ① 本校の良い伝統を創ることに努め、学校が果たす社会的役割と自己の人間形成のため自覚的に学校生活を送ること。
- ② 健康を第一に、校舎内外の環境美化と清潔で端正な服装整容に心がけること。
- ③ 金銭、物品は必要以上に持参しないこと。また、遺失・紛失しないよう注意し、自己管理に努めること。
- ④ 飲酒・喫煙及び酒類・煙草の所持をしてはならない。
- ⑤ スマートフォン、携帯電話は節度ある使用を心がける。ネットの利用は自分の発言に責任を持って行うこと。
- ⑥ 原則として家族が運転する自動車やバイク以外は乗らない。ただし、どうしても乗る必要が生じた場合は、必ず保護者の同意を得ること。

2. 登校、下校について

- ① 本校指定の制服、又は期間毎に定められた服装で登下校すること。
- ② 公衆道徳、交通規則を守り、本校生徒として品位ある態度を失わぬこと。
- ③ 登校は8時35分までに完了すること。
- ④ バイク、自動車の使用はできない。
- ⑤ 規定の時間内（16時45分）に下校すること。時間外に居残る場合は担当教員の許可を得ること。
- ⑥ 長期休業中に必要があつて校舎内に入る場合は、出校状況表に必要事項を記入すること。
- ⑦ 本校生徒以外の者を、許可なく校舎敷地内に入れないこと。

3. 学校生活について

- ① 始業の合図の前に指定の教室に入り、静かに授業の態勢を整えること。
- ② 授業や集会等の始まりと終わりには全員起立し、あいさつを行うこと。
- ③ 登校後は無断で学校の敷地外に出てはならない。やむを得ず外出する必要がある場合は、学級担任の許可を得ること。
- ④ 学習に不必要なものは持ち込まないこと。授業中は、携帯電話を教室内に持ち込まないこと。違反した場合は、当日下校時まで一時預かりとする。
- ⑤ 制服は別紙「服装等の規程」の通りとし、頭髪・装身具等については健康でまた作業の伴う実習や体育の授業においても安全であり、その場にふさわしいものとなるよう心がけること。
- ⑥ 校内においては指定のズックを使用し、外用には用いないこと。
- ⑦ 校舎、校具、図書、備品はていねいに取扱い、破損紛失の際は関係職員にただちに届け出ること。
- ⑧ 生徒間での金銭の貸借や、物品・チケット等の販売をしてはならない。

4. 遅刻・早退・欠課・欠席について

- ① 遅刻して教室に入る時は、その理由を遅刻届けに記入してから職員室に入り、その後、教科担当教師に渡し指示を受けること。
- ② 遅刻や欠席する場合は、速やかに保護者がその理由を申し出ること。
- ③ やむを得ない事由のため、遅刻、早退しようとする時はあらかじめ保護者から学級担任に申し出て許可を得ること。また、授業中などで体調を崩し早退を余儀なくした場合は、学級担任より保護者へ早退の旨を伝え、下校すること。

5. 届け出・許可について

- ① 忌引きする際は保護者が期間を届け出ること。日数については、校則第18条3項で確認すること。

<校則 第18条>

3 忌引日数及び祭日は、次のとおりとする。

一等親（父母） 連続7日以内

二等親（祖父母、兄弟姉妹） 連続3日以内

三等親（曾祖父母、叔父、叔母、甥、姪） 1日

- ② 自転車通学希望者は学校所定の用紙で届け出て、学校指定のステッカーを自転車に貼ること。… 学校指定ステッカーは、入学後に販売します。
- ③ 定期券、通学証明書を必要とする者は所定の用紙を使用して届け出ること。
- ④ 保護者から離れて居住（下宿・アパート）することを希望する場合は、保護者連署の上で許可を申請すること。
- ⑤ 住所を変更する者は届け出ること。
- ⑥ 部活動や生徒会などで校外行事に参加する場合は、所定の公欠届をもって届け出ること。
また、進路に関わる諸事情が発生した場合も、所定の公欠届をもって届け出ること。
- ⑦ 祭典等の校外行事に参加する場合は、校外活動参加願を事前に提出し、学校長の許可を得ること。
- ⑧ 自動車運転免許の取得を希望する者は、学業に支障がないことを学年部と確認後、所定の用紙で届け出ること。

6. 校内での飲食について

- ① 昼食をとる場合は、各学年のHR、大学の食堂とする。（天候によっては2階バルコニーを認める）
- ② 食堂の利用時間は本校の昼食時間に限る。
- ③ ジュース類等の飲食は、所定の場所で行うこと。

7. 政治活動について

- ① 学校内では学習活動及び特別活動に専念することを旨とし、政治活動を禁止する。
※「政治活動」とは政治上の主義や政策及び候補者を支持、もしくは反対するための広報・勧誘活動を指す。
- ② 学外で政治活動を行う場合は、事前に校外活動参加届を提出すること。

8. 交通事故への対応

交通事故に遭った場合は、以下の通り、冷静に対応するよう努めること。

- ① 自分の状況の確認
身体の状態、打撲部位、自転車の破損状況等を確認すること。
- ② 相手の確認
名前と住所は運転免許証で確認、電話番号、車のナンバー・色・車種も確認し、記録すること。
- ③ 保護者、警察（110番）への連絡。
- ④ 学校（または学級担任）への連絡。

アルバイト

アルバイトは原則として禁止とする。ただし、下記の要件に則り、所定の手続きを経て校長の許可を受けることができる。

1. 許可基準について

- ① 本学院での学業の継続及び進路において、経済的に大きく支障を来す事由が生じた場合。
 - ② 保護者が同意し、さらに学業との両立に責任を持てる。
 - ③ 生徒に学業不振及び健康上の問題がなく、アルバイトをしても学業と生活に支障が無いこと。
- ※ 長期休業中及び3年次の自宅待機期間中にアルバイトをする場合は、上記の①は除外する。

2. アルバイトの労働条件について

- ① 労働基準法と本校アルバイト許可基準に則り、雇用主が本校生徒の健康、学校生活、安全面において配慮していること。
- ② 主に酒類を提供する飲食店、行商的なもの（セールス業）、土木工事などの重労働や危険を伴うような、高校生にふさわしくないものは認めない。
- ③ 原則として、土・日・祝日のみとする（長期休業中及び自宅待機期間中は除く）。時間は午前5時から午後8時までとする。ただし、定期考査1週間前～終了までは禁ずる。
- ④ 保護者は、雇用条件や雇用内容について常に雇用主と連絡を取り合い、生徒のアルバイトの実態を確認しておくこと。

3. 許可手続き

- ① 生徒は学級担任にアルバイトをしなければならなくなった事由と希望する仕事について説明し、「アルバイト許可願い」を提出する。
 - ② 生徒は学級担任立ち会いのもと、生徒指導部に上記事由を説明する。
 - ③ 保護者は学級担任立ち会いのもと、生徒指導部に家庭の状況も含め事由を説明する。
 - ④ 校長は許可基準及び、労働条件に照らし、問題が無いことを確認し許可する。
 - ⑤ 面接試験は校長の許可が出てから受けること。
- ※ 長期休業中及び3年次の自宅待機期間中にアルバイトをする場合は、上記の③は除外する。
- ※ 前年度から継続する場合は上記の③を除外する。

4. その他

- ① アルバイトの許可期間は年度末までとし、それを超える場合はあらためて許可手続きをしなければならない。なお、許可された生徒には許可証を発行するが、常にこれを携帯することを義務づける。
- ② 許可証発行後においては、学業と生活に支障を来している場合は、許可を取り消す。
- ③ 無届けや、届け出の内容に偽りが判明した場合は、懲戒の対象とする。

服装等の規程

服装は端正、清潔なものとし、登下校中も、学校で指定した制服を着用する。

校章（バッジ）は所定の位置に付け、学校で認めたもの以外は付けないこと。他に学校で指導上必要と認めた事項については、その都度指示する。

1. 制服の着用期間

原則として次のようにする。

夏服…… 6月1日より9月30日

冬服…… 10月1日より5月31日

ただし、夏服・冬服の着用期間は、その年の気候により移行期間を設けることもある。

2. 冬服

- (1) 制服—上下とも指定の制服を着用し、左襟に校章（バッジ）を付け、ネクタイ（紺地赤ストライプ）またはリボン（紺）は指定のものとする。なお、上はブレザー2タイプのいずれか、下はスラックスまたはスカートのいずれかとする。
- (2) 靴—下—黒、紺または白のソックスを用いること。ベージュまたは黒のタイツおよびストッキングを着用してもよい。

3. 夏服

- (1) 制服—夏用制服、市販の白ワイシャツまたは白ブラウスのいずれかとし、夏用制服のリボン（ベージュ）は指定のものとする。下は指定のスラックスまたはスカートのいずれかとする。
- (2) 靴—下—黒、紺または白のソックスを用いること。

4. 頭髪・装身具・化粧

- (1) 頭 髪—清潔な髪形とし、パーマ、染色・脱色等の地毛に変色する行為を禁ずる。
- (2) 装身具—ピアス・イヤリング・ネックレス・指輪等は禁ずる。
- (3) 化粧—剃り込み・眉の剃り落とし・マニキュア・ファンデーション・口紅・アイシャドー等を禁ずる。

5. 制服以外の服装について

- (1) 夏期は、制服に準ずるものとして指定のカーディガンの着用を認める。
- (2) 冬期は、中着として指定のカーディガン以外も着用してよいが、体型にあったもので無地またはワンポイント、色は白、黒、紺とする。ただし、制服の袖や裾から出ないようにし、端正な着用を心がけること。
- (3) 体育着や実習着は、学校で指定したものを着用すること。ただし、授業の内容によっては、指定以外の服装を許可する場合もある。

6. 儀式での服装

儀式では制服の冬服を着用する。

7. 異装しなければならない場合

異装届を提出し許可を受ける。

冬季の防寒着について

1. オーバー、コート類は、華美なものは避け、流行に堕することなく端正なものを着用すること。
2. マフラー等は、登下校時の安全に配慮し、極端に長いものや華美なものは避けること。

スマートフォンやインターネットの使用についてのガイドライン

<みんなの安全はみんなで守ろう！ 美大附ソーシャルメディアガイドライン>

- ①LINE やメール等、友達などとの情報通信や娯楽的な使用は午後10時までとする。
- ②「歩きながらスマホ」や「話しながらスマホ」等の「ながらスマホ」の禁止。「音楽を聴きながらの自転車走行」をしないなどもです。
- ③朝自学前から掃除後まで、スマートフォンは個人ロッカーに電源を切っておく。
- ④学内でのゲームは禁止。
- ⑤公共の場における利用ルールやマナーを守りましょう。
- ⑥個人情報には載せない。
(個人情報：名前、学校名、住所、位置情報、学校行事、顔写真、制服写真、作品の写真、学校施設の写真、家や部屋の写真、家周辺の写真 等)
※作品の広報や宣伝目的で活用する場合などは、事前に学年部の先生に相談する。
- ⑦他者を中傷する、または侮辱するような情報は発信しない。見かけた際は、互いに注意し合う。
- ⑧有害サイトは見ない。(自殺系、薬物系、アダルト系、出会い系 等)